移管決定までの経過について

資料１

【令和４年（2022年）度保存期間満了簿冊の移管指定スケジュール】



1. 各課による令和４年（2022年）度保存期間満了予定簿冊の措置の決定

各課では、保存期間満了予定簿冊について、保存期間満了（＝来年度以降は業務上使用しない）か、保存期間延長（＝来年度以降も業務上使用する）かを判断しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 状況 | 件数 | 割合 |
| 保存期間満了予定簿冊総数 | 139,130 | 100.0% |
| 満了〔公文書館に移管又は廃棄〕 | 114,552 | 82.3% |
| 延長㋐〔後年次に移管か廃棄かを検討〕 | 24,578 | 17.7% |

1. 各課及び公文書館による移管指定

　　 ①により、各課では公文書館に移管する簿冊443件を指定しましたが、公文書館においても、各課の簿冊の確認及び選別を行い、730件を指定しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【公文書館の移管指定状況】 |  | 【各課の移管指定状況】 |
| 状況 | 件数 | 割合 |  | 状況 | 件数 | 割合 |
| 移管指定 | 730 | 0.6% |  | 移管指定 | 443 | 0.4% |
|  | 公文書館のみ指定 ㋑ | 436 |  |  |  | 各課のみ指定 　　　㋒ | 149 |  |
|  | 双方で指定 　　　㋓ | 294 |  |  |  | 双方で指定 　　　　㋓ | 294 |  |
| 非指定（＝廃棄） | 112,257 | 99.4% |  | 非指定（＝廃棄） | 112,544 | 99.6% |
| 合計※¹ | 112,987 | 100.0% |  | 合計 | 112,987 | 100.0% |

※¹①において満了が114,552件であったが、後述の③における協議開始前までに、業務に使用する必要が新たに生じた等の理由により各課による「延長」判断後に追加で1,565件が保存期間延長とされたため、合計件数が異なる。

1. 移管指定通知と協議開始

公文書館及び各課の指定状況を各課へ通知し、公文書館と各課で判断の異なる簿冊（㋑及び㋒）の取扱いについて協議を行いました（㋓については、双方の判断が一致しているため移管に決定）。

【公文書館のみ指定簿冊の協議結果】　　　　　　【各課のみ指定簿冊の協議結果】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 状況 | 件数 | 割合 |  | 状況 | 件数 | 割合 |
| 移管 　　　　　　　㋔ | 323 | 74.1% |  | 移管　　　　　　　　㋗ | 16 | 10.7% |
| 延長 　　　　　　　㋕ | 100 | 22.9% |  | 延長　　　　　　　　㋘ | 12 | 8.1% |
| 指定取消（＝廃棄） ㋖ | 13 | 3.0% |  | 指定取消（＝廃棄）　㋙ | 121 | 81.2% |
| 合計 | 436 | 100.0% |  | 合計 | 149 | 100.0% |

1. 移管指定協議終了

令和４年（2022年）度保存期間満了予定簿冊の最終的な状況は、下表のとおりとなりました。

【保存期間満了予定簿冊の最終状況（全体）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 状況 | 件数 | 割合 |
| 移管　 ㋓＋㋔＋㋗－※² | 629 | 0.5% |
| 延長　 ㋐＋㋕＋㋘＋※²＋※3 | 27,202 | 19.5% |
| 満了（＝廃棄）+※2 | 111,299 | 80.0% |
| 合計 | 139,130 | 100.0% |

※2㋓において不存在であった２件及び延長となった２件は「延長」及び「満了（＝廃棄）」に含める。

※3㋐、㋕、㋘以外で、※¹において延長となった1,565件と業務に使用する必要が新たに生じた等の理由により、各課による「延長」判断後に追加で保存期間延長とされた件数（945

件）を含める。

①②③と④の一部（延長処理により10年以上保存）を資料３として別途配布

【保存期間満了予定簿冊の最終状況（当初保存期間別）】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 状況保存期間 | 公文書館への移管 | 保存する期間の延長 | 満了（＝廃棄） | 合計 |
| 30年以上 | 442 | (2.9%) | 12,515 | (82.0%) | ①　2,314 | (15.1%) | 15,271 (100.0%) |
| 11～29年 | 1 | (0.1%) | 631 | (46.5%) | ②　　727　 | (53.4%) | 1,359 (100.0%) |
| 10年 | 130 | (1.3%) | 4,727 | (48.6%) | ③　4,878 | (50.1%) | 9,735 (100.0%) |
| 10年未満 | 56 | (0.05%) | 9,329 | (8.27%) | ④103,380 | (91.68%) | 112,765 (100.0%) |
| 合計 | 629 | (0.45%) | 27,202 | (19.55%) | 111,299 | (80.00%) | 139,130 (100.0%) |

資料２―１として別途配布

1. 公文書管理審議会での意見聴取

廃棄予定簿冊のうち10年以上保存されたもの（資料３）について、公文書管理審議会で意見を聴取し、最終的な移管簿冊・廃棄簿冊を決定します。